

第6回 杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会  
議事要旨

1. 日 時 平成25年2月5日 19:00~21:00
2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1教室
3. 出席者 構成員出席者14名
4. 資料一覧
  - 次第
  - 資料6-1 第5回議事録(案)
  - 資料6-2 第5回議事要旨(案)
  - 資料6-3 質問に対する回答
  - 資料6-4-1 大泉JCT周辺「外環の2」1km区間・早期着工問題についての疑問  
-2 説明用参考図面集  
上記2点【古川構成員提出資料】
  - 資料6-5 【中島構成員提出資料】
  - 参考資料 傍聴者からのご意見カード
  - 資料5-3 第4回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
  - 資料5-4 第4回に構成員から提出された資料に対する回答
  - 資料5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)
  - 資料4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書  
【須藤構成員提出資料】
  - 資料4-6-3 「外環の2」の必要性の有無について149人に聞きました  
【古川構成員提出資料】
  - 資料5-9 外環の2・周辺道路の将来交通量推計に対する疑問  
【古川構成員提出資料】
  - 資料5-5-1  
-2
  - 資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析  
上記3点【中島構成員提出資料】
5. 議事
  - (1) 開会
  - (2) お知らせ・報告
 

事務局： 構成員である飯田様から辞退の申し入れがあったのでご報告する。資料の訂正があったので、訂正をお願いする。1つ目は、前回にお配りした資料、データ更新一覧表の中で、資料1-3に対応するものとして資料5-8、資料2-6に対応するものとして資料5-9と表記があったが、それぞれが資料5-7、資料5-8に対応するものだったので、訂正をお願いする。もう1点、今回の配付資料で、資料6-3の一番上の質問のところ、真ん中の少し下のところ、「同じく

P24の都の答えに対して」とあるところを、これを「国の答えに対して」と替えさせていただきたいのと、そのすぐ先の「質問者がもっともな回答をしていると思うが、質問しているのに」とあるところを、「質問者がもっともな回答をしていると思うかと、質問しているのに」と訂正をお願いしたい。(1~2ページ)

構成員 A： 設置目的という第1条に書いてある、「現在の都市計画区域を活用して道路を整備」、あと「都市計画の区域を縮小して整備」また「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」。この3案について、まず必要性の有無から話すべきではないか。東京都はあくまでも構成員の1人であるが、建設計画の説明会という形で、必要性という、いかに良いものであるかという、その説明ですっと来ている。設置要綱に従ってやってもらうべきだと思う。司会者自身も議事進行というかたちで公正で中立にきちっとやっていただきたい。(2ページ)

司会： きちんと次第に沿って進めたいと思う。構成員 A さんの説明の時間はとってあるので、後で話してもらいたい。(3ページ)

### (3) 議事録・議事要旨について

#### <発言者の記載の方法について>

構成員 M： 議事録に間違いが多く、人の間違いが多い。これは発言者の表記を匿名にしたからではないか。匿名をやめ、実名にしたほうがよいのではないか。実名が出れば、その人に説明してほしいこともある。事務局にご意見カードが誰の発言かを聞いたら、匿名だから誰か言えないと言われた。(3~4ページ)

構成員 Q： 会を立ち上げる時に、匿名でやることをみんなの話し合いの元に決まった。それをもう一度都から説明して欲しい。(4ページ)

都 A： この会を始める前に準備会を開き、その時に皆さんの合意を得て、匿名になった。したがって、この場で「では変えます」ってことではないと考える。(4~5ページ)

構成員 M： 都が「だめです」と言ったことでおしまいと言うのはおかしいと思う。(5ページ)

構成員 Q： 構成メンバーがもっといた中で全員が賛同して匿名にした。もし変える話があるならば、今検討すればいい。(5ページ)

構成員 M： その時、全会一致で決めた人達は今出席していない人もいる。出席していない人の全会一致よりも、今ここに出てきている人の総意でやって、その方が混乱しないし、別に害があるわけでない。都は個人情報うんぬんといいながら、他の話し合いの会では実名で行っている。杉並区と他の区と分ける必要もないだろうし、他の話し合いの会ではできているので、そういう提案をしている。(5ページ)

都 A： 一度決めたことなので、この場に出てきている方だけで決めるというのは避けなければいけないと思う。そういうご提案があったことは受け止めますので、今回はこの形で進めさせていただきたい。(5~6ページ)

構成員 C： 匿名にするのであれば、誰がAとかBとか常に固定してほしいと思う。それと議事録の確認はせめて1週間くらいで確認したい。(6ページ)

構成員 T： 毎回、やるごとにAになったりEになったり本当に分かりにくい。最初からAの人はAと固定してやってほしい。(6ページ)

構成員 A： あくまで今日来た人は今日来た人で、意見を尊重すべきだと思う。今日欠席している人の意見が重要だから、今日は決められないという発言は、今日の会を冒瀆するものだと思う。(6ページ)

構成員 D： 実名で議事録を書くのは反対。アルファベットで常に同じ記号でやるというの

は確かにその方が読みやすいと思う。一番最初に準備会の時に匿名ということにしたが、いざやってみたらこれでは分かりにくいということなので、それに対して修正があってもいい。欠席している人というのは、今日の会で決まったことに対しては、参加しなかったのですから、その反論する権利はないと思う。多数決はどうか。実名か、固定したアルファベットにするか、今までどおりか。それで多数決を取ってみていただけないか。(6～7 ページ)

構成員 I： アルファベットを毎回変えるから問題なんでね、アルファベットを変えずにやればそれで分かりますと僕は思います。別に実名でも僕は構いませんけど、欠席したからそれはもう欠席裁判でしょうがないというのは、必ずしも正しくはないとは思いますが。場合によっては全員の同意が必要だと思います。(7 ページ)

事務局： アルファベットの付け方は、固定してしまうと、個人が特定される可能性があったので、毎回発言順で振らせていただいた。もし固定して構わないという話しであれば、そのような形にさせていただいても構わない。(7 ページ)

構成員 T： 考えすぎ。固定した方がいい。(7 ページ)

都 A： 今日来ている方と来てない方も含めて、文書を郵送し、意見をお聴きさせて頂く。(7 ページ)

構成員 D： 私が多数決を取ったらどうかと発言したのは放りっぱなしですか？都 A さんが言うのは、休んでいる人たちの意見は聞くけど、ここにいる人たちの多数決は取らないということか。(8 ページ)

司会： ここに居ない方のご意見も聞くということも非常に重要なことだと思う。(8 ページ)

構成員 M： 今は司会者の意見ではないか。四ヶ月ほど前に司会者の独断で結論づけられたことがある。司会者は、提案なり意見があったときにその意見に対してどうこう言うのはいいが、私はこうしたいと思うからこう決めると言うべきでない。(8～9 ページ)

構成員 D： 今ここにいる人達がどのくらいそう思っているかということ、欠席した方にも伝えなければいけないと思いませんか。私なり皆さんの意見を聞いた後、黙って次に進もうとするのは、司会として間違っている。(9 ページ)

司会： 居ない方に聞くときにもこの会議ではこのような意見の方が何人いたということを含めて聞くということか？(9 ページ)

都 A： 欠席者にも聞くし、出席されている方にも同じように聞くということでしょうか？(9 ページ)

区 A： 議決を取らないで、一人一人ご意見を言ってもらい、そのご意見を都が聞き、意見を添えて、今日出席しない方にも聞き、まとめてやればいいと思う。(9 ページ)

構成員 I： いろいろ意見があると、多数決にするだとか決めておかないと決まらないのではないか。(9～10 ページ)

司会： ここでどのくらいの数の方かというご意見だったことを手を挙げて聞くということについて、賛成の方、挙手お願いします。(多数が賛成と判断して)それでは、人数の相場観を知るという趣旨で多数決をとります。(10 ページ)

[多数決を行う]

構成員 C： 行政の人にも意見を聞きたいけど、行政は多数決には入らないのか？(10～11 ページ)

都 A： 行政の方は、住民側の構成員の方のお話をまず伺って対応していきたいと思っている。都としては個人名を出すにしても、個人名を出さずにアルファベットにして固定するにしても、それは皆様方が選ばれることだと思っている。私ど

もとしては、皆さんの方でいただいたご意見を、今日欠席している方に伝えて意見を頂き、決めていきたいと考えている。(11 ページ)

構成員 C： 実名でということが決まった場合には、当然、行政の方の名前も実名で書かれるのか。(11 ページ)

都 A： 実名でということに関して、やはり個人情報の問題があると思っている。実名でと決まるようなら、再度全員に諮りたいと思う。アルファベットのケースであれば今と変わりませんので、固定したアルファベットということであればその形で次回からまとめさせていただきたい。(11 ページ)

司会： それでは決を取った結果としては、実名でいいという方が3名、匿名だけれども同一のアルファベットという方が3名、どちらでも良いという方は3名ということかと思うが、よろしいか。(11~12 ページ)

構成員 I： 集計の結果、多数決で決めるということですか。(12 ページ)

都 A： 固定のアルファベットということであれば、それはそのまま多数決とさせていただく。実名となると、どうしても個人情報という考え方があるため、もう一度皆さんに再確認したい。会の出席者の皆さんの意向が実名だということであれば、欠席者にそのことをお伝えし、了解が得られれば実名に変えていく。(12 ページ)

構成員 C： 行政の方も実名になるのか。(12 ページ)

都 A： 実名になる。(12 ページ)

構成員 M： 今の結果を集約すると、実名の人とどちらでもいい人を足すと6人で 2/3 になる。この取扱いをどうするか難しいと思う。それと武蔵野市で行っている話し合いの会は実名である。これは個人情報は関係ないのか。同じ話し合いの会に都の基準は2種類あるのか。(12 ページ)

都 A： 武蔵野市で行っている話し合いの会については、全員の同意をいただき、実名にしている。杉並区の場合は、皆さんの意見によりアルファベット表記になった。(12 ページ)

構成員 D： これは個人情報の問題でもあるし、実名を望まない方が少数でもいる場合には非常に大事なことだと思う。ただ現状のやり方では問題があるということは事実だと思う。実名に関しては全員の同意が必要だと思う。少なくとも3名、実名でない方がいいという人がいるのであれば、やはり実名は避けた方がいいと思う。(13 ページ)

構成員 A： 今座っている席の前にある名札は実名である。抽選により参加した方にしろ、町会などの代表で参加している人にしろ、公の会に来ているわけだから、ここに来て個人情報うんぬんというのは、論理が違うと思う。(13 ページ)

構成員 Q： どの会合でもそうだが、みんな実名を掲げます。ただ、公な文書になる場合、やはりいろんな考え方の人がいるから困る場合が往々にしてある。1人でも反対の人がいたら実名で出す必要はないと思う。(13 ページ)

司会： それでは、実名でいいという方が3名、匿名だけれども同一のアルファベットにして欲しいという方は3名、それから実名にするんだったら全員の合意が必要だというご意見の方も2名いたということでもよろしいか。これをもって、都に早急に検討していただき次回からのやり方に反映するというでもよろしいか。(13 ページ)

構成員 I： 実名にする場合は全員の意見を聞く必要があるということは正しいと思う。実名にする場合、全員同意が必要ということであれば、もう既に実名にはならないのではないか。(13~14 ページ)

司会： それでは、アルファベットにし、同じ人は同じアルファベットにするということにしましょう。よろしいですかね。ここにいない方にもそういうことでご確認

頂くとします。(14 ページ)

構成員 D： こんな議題でこんなに時間を費やすのは進行に問題がある。大変申し訳ないが、次回から司会者を替えてほしい。(14 ページ)

構成員 I： 我々も揚げ足をとっているところもあり、司会者だけに責任があるとは言えないと思う。(14 ページ)

都 A： アルファベットを固定する形で欠席の方にも今週中に送らせていただき、了解を取り、アルファベットを固定してやっていく。(14 ページ)

司会： それじゃ議事録も早めに。(14 ページ)

都 A： はい、議事録も早めにやります。(14 ページ)

司会： それでは議事録、議事要旨の中身に関してはいかがか。(14 ページ)

構成員 O： 議事録の 7 ページ、一番下の 2 行。前に練馬 1 キロメートル問題を、取り上げるかどうかという場面で、誰も発言はなかったが、私は「構成員のほとんどは本案に賛成を示す」という会の状況の説明を入れてほしいと赤文字で事務局にお願いしたが、それは没になったのか。発言ではないが、構成員の反応はこうだったと入れたほうが分かりやすい。(14～15 ページ)

事務局： 議事録の作成には、マイクにより発言者の声を拾い、その音声によって議事録を作成している。構成員 O さんのご指摘について、音声にて確認はできません。この議事録は、皆さんの発言をあくまでも活字にしたという形でやらせていただいている。(15 ページ)

構成員 O： それは事務局で気を遣って入れるべきではないか。声だけを収集するのはおかしい。(15 ページ)

事務局： 構成員 O さんの要望に対しては、発言ではないが、状況が分かるような形で記載させていただくこととする。(15 ページ)

司会： 他に議事録で何かありますか。(15～16 ページ)

構成員 O： 議事録本文 9 頁中段、移転戸数の問題、都から 90 棟、40 棟、50 棟と回答あった。その発言の文章、文字は正しい。但し、その内容には疑問を感じ、構成員提出資料 6-4-1 「練馬 1 km 区間の疑問」にまとめた。これを説明させていただきたい。(16 ページ)

司会者： 今は、議事の内容じゃないので・・・。(16 ページ)

構成員 O： いや、このことは前回の議事の確認だから是非取り上げてほしい。(16 ページ)  
(結局この要求がとおり、司会者から「じゃ、やりましょう」との声が上がった。)

構成員 O： 資料は 6-4-1 です。パワーポイントは 6-4-2。

この資料と練馬 1 キロメートル問題図面集を用いて疑問点 (4 項目) を説明する。

① 移転戸数の疑問：前回東京都が回答したのはこのピンクの部分、外環本線と外環の 2 がダブってかかるピンクの部分について、こちらの移転戸数は 40 棟と言った。それと黄色い部分、これは外環の 2 のみかかる所で、これが 50 棟あるという。外環の 2 の移転数を多くするために、そう説明してるとしか思えない。

② 機能補償道路は本線エリア内で OK：土支田通りと井草通りがあるが、これらの機能補償として、都は、外環本線の区域の中では処理できないと説明した。この図を見ると、外環本線の区域の中で処理できるようになっている。東京都が外環の 2 を着工しなくても、本線の区域の中で機能補償されているのではないか。

③ 早期着工の理由はない：都は外環の 2 を着手する理由を説明したが、それは

外環の2をどうしても着手しなければならない理由にはならない。

- ④ 都市計画変更の必要性あり：この場所で外環の2の最後の姿がどのようになるのか、その図面を提示すべきではないか。また、外環の2について、道路の真ん中から二股に分かれるとか、そのような変更があったなら、都市計画変更をすべきではないか。(16～18 ページ)

(上記四項目の疑問点、説明後、司会者より議事録、議事要旨そのものは良いかとの確認があり、ともにOKと回答。但し、その内容がおかしい、図面とあっていないと返答し、これら4点の疑問について納得いく回答を要求した。)

- 司会： 今はその議論ではない。まず議事録だけ決めたいが、よろしいか。(18 ページ)
- 構成員O： 議事録の文書はよい。(18 ページ)
- 司会： 議事要旨はよろしいか。(19 ページ)
- 構成員O： それも良い。(19 ページ)
- 構成員M： 都に聞くが、都Bさんはなぜ来ていないのか。(19 ページ)
- 都A： 今日は欠席である。今後、都の構成員のうち、どちらかが欠席する場合には、報告をさせていただく。(19 ページ)
- 構成員M： 代理を出すべきではないか。(19 ページ)
- 都A： 代理を出すかどうかはそれぞれ事情があるので、その辺の所はご容赦いただきたい。(19 ページ)
- 司会者： それでは、議事録、議事要旨について確認が取れたので次第3に移りたい。(19 ページ)
- 構成員O： 4つの疑問について解答はないかと要求。(19 ページ)
- (司会者からは次第の「その他」のところであげたいという話も出たが、これは議事内容の確認なので、ここでやるべきと主張し、最終的にこの場で都より回答が出されることとなった。)
- 都A： それと立ち退き件数のことについて、外環の2として買収する図1でいうところのほぼ黄色い部分にある建物が約90棟とお話しをさせていただいた。(20 ページ)
- 構成員O： 90棟というのは外環の2にかかるからところであるから、黄色い所と本線の所(ピンクの所)を合わせて90棟、つまり40と50足した90と言っている。(20 ページ)
- 都A： 構成員Oさんが言っているピンクの部分は含めていない。黄色く塗った部分と、ちょっと構成員Oさんの資料では塗れてない所もあり、その部分も含めて外環の2にかかる棟数が約90棟ということである。その塗れていない所を事務局から説明してもらいます。(20 ページ)
- 事務局： 構成員Oさんからの資料を見て確認したところ、一部ここの部分も、黄色く塗るべき所があった。(20 ページ)
- 構成員O： そこは家がないところである。(20 ページ)
- 事務局： こども建物が少しあるが、ここを足して黄色い部分が約90棟とカウントした。(20 ページ)
- 構成員O： 上のピンクの部分は何棟か。(20 ページ)
- 都A： ピンクの部分については分かりかねる。(21 ページ)
- 構成員O： 議事録では、3段階に分けて答えており、外環の2にかかる棟数が約90棟。外環の2のみにかかる棟数は50棟。外環の2と本線にまたがる棟数が40棟と書いてある。両方にまたがるピンクの部分が40棟。そこにかからない黄色い所が50棟として、議事録としては読める。合わせて90棟である。(21 ページ)

- 都 A： 前回の私の説明により、誤解があったのであれば、大変申し訳ない。正しくはこの黄色い部分と、事務局の方で指した、少し白い部分を加えて、約 90 棟である。外環本線と外環の 2 にまたがっている建物が約 40 棟であり、外環本線にかかっておらず、外環の 2 だけかかっている建物が約 50 棟である。合わせて約 90 棟である。(21 ページ)
- 構成員 O： 地図があるので、それを指し示しながら棟数を言っていただきたい。(21 ページ)
- 都 A： 私どもは測量の担当をしているわけではないため、そこまで把握していない。これは事業者の方に確認を取り、ご説明した。(21 ページ)
- 構成員 O： この図面をもって確認していただきたい。今日この場で返事できないのなら、今週にでも返事がほしい。棟数なんて一番基本的な数である。外環の 2 に掛かっているのは 10 棟あるかないかである。それなのに 50 棟なんて、それが外環の 2 の着工の理由になっているのではないか。(21～22 ページ)
- 都 A： 外環の 2 のこの区間を事業する東京都建設局に確認させた数字であるので、私どもが、この図面において、どこの家がかかっているかという説明をするものではないと思っている。数字については再度確認するが、「ここがかかっている」ということを 1 つ 1 つ説明するものではないと考える。(22 ページ)
- <機能補償について>
- 都 A： 外環の地上部街路は地域の交通の機能を受け持つ道路であり、沿道の宅地などの出入りを確保するため、図 2 のような構造となる予定である。図 3 については、国が公表している概念図を構成員 O さんが加工したものだと思うが、どのような整備形態になるか未定であったため、国が概念として示した図面という位置づけである。(22 ページ)
- 構成員 M： 都 A さんは、前は「機能補償道路」とは言わず、「機能を補てんする道路」と言っていた。「機能補償道路」という言葉は隠していたのか。それと、国が対応の方針で約束したことをなぜ都がやるのか。構成員 I さんが、「面倒くさいかもしれないけれど 2 回やるのが筋だよ」と言っていたが、それを 1 回でやると言ったんですよ。今後もそうなのか。外環の 2 の着工は平成 27 年であるが、都がやる場合は、国の本線の工事はできるのか。(22～23 ページ)
- 都 A： 「機能補償道路」と、「機能補てんする道路」と、言葉が違うが、同じ意味で使ったつもりである。隠していたわけではない。スケジュールについては、平成 27 年までに工事を始めるとか、現実的に様々な工事の兼ね合いや、用地の買収の状況を踏まえて、スケジュールを組んでいくことになると思う。(23 ページ)
- 国 A： あくまでも本線は地下を通るトンネルであるが、機能補償道路ができないと本線に着工できないという話しは、地下のトンネルの上の、どの部分に機能補償道路ができて、どの部分に車の荷重がかかるか設計されていないと、実際にその下に造るトンネルの強度が決まらない。地上部の道路の設計を先に決めて、その上で工事に入るというステップが必要と思っている。この地区については、地上部の外環の 2 の事業化があったので、都とよく調整をしながら進めさせていただきたい。(24 ページ)
- 構成員 M： 資料 6-4-2 の A のプランと B のプランは明らかに違う。最初、国が A を説明し、平成 27 年になって初めて都が B を説明するのが順番である。平成 27 年まで、東京都の機能補償道路は作らないのであれば、国はできないのではないかと。国のオープンハウスの時の説明はそうなっている。先に機能補償道路を確定して、それから本線の設計に入るのだから。  
(25 ページ)

- 都 A： スケジュールについては、今後調整し、詳細なスケジュールが出てくるものだと考える。(25ページ)
- 構成員 M： 練馬の区民に対して建設局が説明したことは嘘ということか。できるだけ早く着工すると説明したのか。国が本線を整備するならば、2段階でやらなければだめである。(26ページ)
- 都 A： 2段階でやるべきだというのはご意見として承る。ただ、当該地域は外環本線と外環の2の都市計画線が錯綜しており、多くの権利者が2つの計画にまたがっている状況であるということは間違いない。そこで2つの都市計画線にまたがる関係権利者の生活再建を図るため、外環本線事業に合わせて外環の2のうち、大泉ジャンクション地域の約1キロメートルの区間について事業化したということである。2度手間を避けるということではない。(26ページ)
- 構成員 M： そうすると国交省に聞か、機能補償道路はAではなく、Bに変わったのか。(26ページ)
- 国 A： Aというのが今度造る外環の2の道路、Bというのは現道の土支田通りを指しているの、現道がどこで、新たに外環の2がどこにできるのかというものを示した図面だと認識している。(26ページ)
- 構成員 O： 4項目の答えは、全然答えになってないと思っている。建設局の図面は、外環の2の最終図面なのか、そこに移行するまでの一時的な図面なのか。国がやるのは切り回し道路で、一時的にやり、最後に東京都が外環の2をやることになるのか？建設局の図面はAと書いた所が、土支田通りが行き止まりになることへの解決策ということか。そうだとすれば、都市計画は大きな変更になった。都市計画を変更しなければならないのではないのか。(26～27ページ)
- 都 A： この図面が、最終図面になるのかどうかということについて、外環の2として、このような形で整備をしていくということは、間違いないかと思っている。ただし、この後、関係機関との調整を進め、図面としてさらに精度を高めていくということになるかと思っている。都市計画の変更の手続きが必要ではないかという質問について、こちらの約1キロ区間につきましては、都市計画法に基づき手続きを行っている。その中で、都市計画の変更などの手続きは必要ないということである。(27～28ページ)
- 国 B： 前回の議事録の24ページについて、この中の議論で、切り回し道路についての説明ということで、私が答えたが、これはあくまでも工事をやる中で、どうしても接道が取れなくなったりする場合等に付け替えなければいけないとか、そういう意味での切り回し道路ということでご説明した。この中でその切り回しの道路と外環の2という東京都さんの事業は違うということについてお話しさせていただいたものである。(28ページ)
- 構成員 O： そうすると、都道の機能を補償することについて、本線エリアの中で何にも問題ないのでは。なんで外環の2着工が必要なのか。生活再建にしても、決まってから段階追って、やるべきではないか。(27ページ)
- 都 A： 土支田通りは幅員4メートル程度の道路であり、歩道などの機能をしっかり取った形で、都道としてやっていかなければならない。また、ここは外環本線のジャンクション、インターチェンジができる部分なので、そのような機能も合わせて道路を整備しなければならない所であり、そういったものを全て整理すると、外環本線と外環の2の都市計画線を使って、整備をする必要があるということである。(28～29ページ)
- 構成員 I： 外環の2の計画が変更になったのか？もし変更になったのであれば、都市計画変更しなければいけない。軽微であっても、軽微な変更であるから。ただ、今の



説明では変更になっていないということで、理解した。(29 ページ)

都 A： 当時の旧都市計画法で定められている事項は、起終点、主な経由地、それと標準幅員などであり、それ以外のものに関しては、都市計画の変更に関わるものではない。(29 ページ)

構成員 I： 標準幅員は変わっていないということか。(29 ページ)

都 A： 幅員は変わっていない。(29 ページ)

構成員 O： 構造形状など、少なくとも当初住民に知らせた姿とは大きく変わっている。変わったことについて住民に凶書の縦覧とか、パブリックコメントの募集とか、そういうことがあってしかるべきではないか。(29 ページ)

都 A： 都市計画法に基づき行っている。都市計画の手続きの中で変更の必要はないということである。前回もご紹介させていただいたが、昨年3月には、事業者である建設局が、説明会を開き、説明をさせていただいた。(29 ページ)

構成員 M： 外環の2の着工を早める話があったが、外環の本線の工事をやるときは、取り付け道路は決定し、工事されてなければならないと思う。(29～30 ページ)

都 A： 早めるというお話しをした覚えはなく、外環本線の事業、外環の2の事業、どちらも問題のないようにスケジュールを調整させていただくというような回答をさせていただいた。(30 ページ)

構成員 M： 練馬区民には、今後は説明会を行わないのか。国と都に合わせて聞く。(30 ページ)

都 A： 今後も外環の2、外環本線も含めて、要所要所で説明はさせていただく。(30 ページ)

構成員 A： 国が発注した事業は事業主が国、事業予算が国家予算。国の都市計画は外環本線としてやっている。これに対して都が、役割分担で受注したと言うが、本来の東京都の予算でやるのは外環の2だけである。簡単に外環本線の都市計画の中で、外環の2として役割分担で調整してやったと言っているが、議事録見ている限り、国の方は、国で対応の方針の中で自分の権限で予算の中でやるって言っている。(30～31 ページ)

司会： この議題は、議事録の確認である。議事録の確認についてはよろしいか。それでは、議事録、議事要旨に関しては確認したということに致します。(31 ページ)

#### (4) まとめ

事務局： 本日は、議事録の構成員の表記についてと、練馬地域の一部事業化に伴う立ち退き棟数、また機能補償道路、都市計画について議論を行った。本日の次第でいうと、2番目の前回の議事の確認について、資料6-1、資料6-2を確認した。次回は、この次第の3番目、質問に対する回答、資料5-3から始める。(32 ページ)

構成員 O： 次回への持ち越し事項として説明がなかったが、先程の図面の練馬1 km問題の移転戸数 90 棟、50 棟、40 棟という問題であるが、この問題について、前回都が述べられた棟数、このエリアで 90 棟、このエリアで 50 棟、このエリアで 40 棟と、それがよく分かるようなものを、図面上で示して回答して欲しい。(32 ページ)

構成員 M： それと匿名をやめて記号にするという件、できるだけ早く決めるっていうのも入っていない。(32 ページ)

事務局： 議事録の表記の仕方は、早急に対応してご報告させていただく。(33 ページ)

構成員 O： 都 A さんの名前で、東名ジャンクションと中央ジャンクションはこういう機能補償道路の検討状況という説明会がある。明後日から。3日間もやる。大泉エリ

アはいつ頃行う予定か。(33 ページ)

国 A： 大泉エリアについては、都とよく調整をし、日程を決める。(33 ページ)

6. 次回へ持ち越された事項

- 練馬 1 km 区間内、移転戸数についての説明
- 議事録・議事要旨における発言者の表記方法

以上